

# 「機構団信特約制度」をご存じですか？

「生命保険に加入しているから大丈夫」と安心してはいませんか？  
住宅ローンの返済中に万一の事態が起こった場合に、ご家族を守るためにも  
「機構団信特約制度」にご加入ください。



- ※ 1. 「一般の生命保険」の場合、通常は遺産分割協議や相続手続を済ませた上でなければ、保険金を住宅ローンの返済に充てることはできません。
- ※ 2. 万一のとき確実に住宅ローンを完済するためには「機構団信」、ご家族の生活資金や教育資金は「一般の生命保険」とそれぞれで準備されることをお勧めします。



# 機構団信特約制度で家族も安心!

機構団信特約制度は、ご加入者に万一のことがあった場合に、住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済される保障制度です。

ご家族に住宅ローンの負担を残さずに大切なマイホームを残すための備えです是非ご加入ください

## 万一の場合はその後の住宅ローンの返済は不要です

▶ポイント1

返済中に死亡などの万一の事態が起こった場合は、住宅金融支援機構に支払われる保険金で残りの住宅ローンが全額弁済されますので、その後の返済は必要ありません。

## 保障にムダや不足がありません

▶ポイント2

保障金額は住宅ローン残高に、保障期間は返済期間に応じて変更になります(新たな手続きや審査は必要ありません)。返済開始後の繰上返済や返済方法の変更にも対応しています。

## 多くの方のお役に立っています

▶ポイント3

平成28年3月31日現在、約142万人の方がご加入されています。  
平成27年度の保険金の支払件数は8,767件でした。

機構団信特約制度は、保障内容の異なる「機構団信」と「3大疾病付機構団信」の2つのメニューがあります

機構団信

ご加入者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合、残りの住宅ローンが全額弁済される保障制度です。

### 【ご加入いただける方】

- ①「申込書兼告知書(機構団信)」の記入日現在、満15歳以上満70歳未満(満70歳の誕生日の前日まで)の方
- ②地域担当幹事生命保険会社の加入承諾がある方

※ご夫婦で連帯債務の場合は、ご夫婦2人で「デュエット(夫婦連生団信)」にご加入いただけます(ご夫婦2人とも①及び②の両方に当てはまる必要があります)。

3大疾病付  
機構団信

ご加入者が死亡・所定の高度障害になられた場合のほか、3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)が原因で一定の要件に該当した場合に、残りの住宅ローンが全額弁済される保障制度です。

### 【ご加入いただける方】

- ①「申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)」の記入日現在、満15歳以上満51歳未満(満51歳の誕生日の前日まで)の方
- ②地域担当幹事生命保険会社の加入承諾がある方

※3大疾病付機構団信では「デュエット(夫婦連生団信)」はご利用いただけません。

※お客さまの健康状態によっては、機構団信特約制度にご加入いただけない場合があります。その他、機構団信特約制度へのご加入には条件があります。詳細は、「機構団信特約制度のご案内」(パンフレット)または機構団信サイト(<http://www.jhf.go.jp/>)をご覧ください。

お問い合わせ先

お客さまコールセンター(団信専用ダイヤル)

0120-0860-78

(通話料無料でご利用いただけます)

●営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休業)

●上記番号がご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、次の番号におかけください(通話料金が掛かります)。 048-615-3311

●月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。

●お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただきます。